鳥羽市全員協議会会議録

令和4年11月18日

〇出席議員(14名)

1番	南	Ш	則	之	2番 濱	П	正	久
3番	瀬	﨑	伸	<u> </u>	4番 片	岡	直	博
5番	奥	村		敦	6番 河	村		孝
7番	Щ	本	哲	也	8番 中世	古		泉
9番	木	下	順	_	10番 戸	上		健
11番	浜	П	_	利	12番 坂	倉	広	子
13番	坂	倉	紀	男	14番 世	古	安	秀

〇欠席議員(なし)

〇出席説明者

上村環境課長、山口補佐、寺本補佐

○職務のために出席した事務局職員

 事務局長
 岩井
 太
 次長兼 議事総務係長
 平山智博

 議事総務係長
 岡村なぎさ

○木下順一議長 皆さん、おはようございます。

議員の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中を全員協議会のほうへご参集いただきまして、誠にありが とうございます。

ただいまから全員協議会を再会いたします。

本日ご協議いただきます案件は、お手元に配付してあります事項書のとおりでございます。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、執行部報告事項、①鳥羽志勢広域連合規約の変更についてであります。

なお、この件につきましては、一部事務組合に関する案件であるため、市の出資を受けていても、あくまで 他の団体になるため、質問の対象にはならないとされています。

ただし、説明した内容で明確化・確認する程度のものに限定する場合は可能とのことですので、ご了承願います。

それでは、担当職員の説明を求めます。

環境課長。

〇上村環境課長 改めまして、おはようございます。

環境課の上村です。よろしくお願いいたします。

本日、鳥羽志勢広域連合の処理に関する事務の変更及び規約の変更についてということで説明させていただきます。

お手元には資料8種類ほど用意させていただきましたので、確認をお願いいたします。

それでは、環境課の全協資料1のほうをご覧ください。

まず、協議を行う理由等としまして、現在、鳥羽志勢広域連合が行うごみ処理事業は、鳥羽市及び志摩市の2市で構成され事業を運営しているものでございます。このたび、令和4年9月30日に行われました令和4年第3回鳥羽志勢広域連合正副連合長会議において、南伊勢町長より、ごみ処理事業への加入検討の要望があり、正副連合長がそれに同意したこと、また正式に令和4年11月4日付で加入の申出書の提出があったことを受け、鳥羽志勢広域連合が行うごみ処理事業に南伊勢町が加入するための手続を行うこととなりました。

その手続として、鳥羽志勢広域連合の処理する事務の変更、議員定数の変更及び南伊勢町が負担する特別負担金等についての規約の変更が必要となりますが、そのためには、地方自治法の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経た上で関係地方公共団体が協議を行う必要があるためです。

それでは、また資料といたしましては、本日の全員協議会で使用するもの、資料のほうをお願いさせていた だきます。

続きまして、資料の2のほうをご覧いただきたいと思います。

こちらの書類につきましては、令和4年10月27日付で鳥羽市勢広域連合長から鳥羽市長宛てに鳥羽志勢 広域連合の処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議についての依頼でございます。

広域連合規約の一部を変更する予定をしているため、規約等の変更協議をすることについてであり、地方自

治法の規定により議会の議決が必要になることから、鳥羽市議会へ提案していただきたい旨で、本日の全員協議会での説明をさせていただきます。

続きまして、資料の3をご覧ください。

こちらの資料につきましては、南伊勢町がごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を処理する区域への加入を希望する理由といたしまして、南伊勢町の可燃ごみ処理施設クリーンセンターなんとうの老朽化に伴い、今後の廃棄物処理の在り方の検討を進める中で、一般廃棄物処理・リサイクル施設を広域的かつ総合的に管理することにより効率化が図れるためとなっております。

続きまして、資料の4を御覧ください。

南伊勢町が加入するための特別負担金の資料となっております。

特別負担金は、南伊勢町が加入する場合に、通常の分担金に加え、別途ご負担していただくものとして考えており、広域連合・鳥羽市・志摩市との協議によりまして算出したものでございます。

負担していただく金額としましては、①の表の右側、網かけ部分に記載させていただいております6億8,438万円になります。

算出方法につきましては、①の表のとおり、やまだエコセンター建設費の総事業費、こちら総事業費というのは、土地の用地代と、そして建設費を含んでおりますが、こちらの事業費から交付金を差し引きし、さらに施設の想定の耐用年数35年としておりますが、このうち経過分の9年間の減価償却費を差し引いて算出した金額、そして平成21年から平成25年までの当時のルールにより案分して算定しているものでございます。

なお、支払い回数及び1回当たりの支払い額については、2のところにありますが、南伊勢町特別負担金のとおり、20回払いで1回当たり3, 421 π 9, 000円です。

特別負担金の説明については、以上です。

続きまして、資料5をご覧いただきたいと思います。

南伊勢町のごみ量と2市の場合のごみ量の割合というものをこちらの資料で示させていただいております。 南伊勢町が加入した場合のごみ量の割合について説明させていただきます。

②の表にあります 2 市 1 町の場合ですね。こちら、可燃ごみについて南伊勢町のごみ量約 3, 0 0 0 トンと 報告されておりますが、2 市 1 町での場合、南伊勢町の割合は 1 2 3 5 %になります。南伊勢町の加入によりまして、鳥羽市の割合は①の表にありますが、3 2 0 9 %から②の表にあります 2 8 1 %となりまして、③のほうの表にありますが、3 3 6 %下がることとなります。

資源ごみについても、南伊勢町のごみ量が約580トン、2市1町での割合は14.9%となります。可燃ごみと同じく、鳥羽市の割合は、①の表にありますが、18.78%から②の15.98%となり、③の表に示させていただいております 2.8% 下がることとなります。

令和3年度の実績数値になりますので、5年度分の分担金を算定する数値ではございませんが、分担金はご みの搬出量で案分して算出いたしますので、ごみ量で判断する限りは、南伊勢町が加入することで鳥羽市の負 担が下がることが分かってくるものでございます。ごみ量につきましては、参考にご説明させていただきまし た。

続きまして、南伊勢町がごみ処理事業に加入した場合、構成市町のごみ処理事業の管理運営費について説明

させていただきます。

資料6ページをお願いいたします。

令和5年度の管理運営費の分担金の概算金額で算定しております。

①の表ですね。こちら、従来どおり2市で算定した金額です。この時点で、現在の燃料等の高騰分でかなり増えております。こちらについて、南伊勢町が加入して2市1町で算定した金額を概算で計算した場合、大きく全体経費は増えますけれども、3の表のとおり、鳥羽市の負担は軽減されるものと現在想定されております。管理運営費の分担金についての説明は以上でございます。

続きまして、資料7のほうをお願いいたします。

議員定数についての資料となっております。

こちら、現在いただいております資料のほうでは鳥羽市の議員定数のほうには影響しておりませんが、ここ を説明していただきたいということになっておりますので、説明させていただきます。

広域連合規約におきまして、第7条に議員定数が14人となっております。現在、鳥羽市が4人、志摩市が 8人、南伊勢町2人と規定されております。

今回南伊勢町がごみ処理事業へ加入することになりましたら、議員定数の変更必要になると提案されております。南伊勢町が加入した際には、下段の表のとおり、議員定数、鳥羽市は4人で変更ありませんが、志摩市が7人、南伊勢町が3人、合計14人と想定しているという状況でございます。

続きまして、資料8のほうをご覧いただきたいと思います。

今後の変更手続等を含めた中の資料でございます。

地方自治法第291条の3の規定などによります規約等の変更手続となっております。

規約等の変更につきましては、地方自治法第291条の11の規定により構成市町の議会の議決が必要となりますので、議案につきましては、11月30日に上程されます12月会議のほうで審議をいただくことになろうかと思っておりますが、こちらで広域連合の処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議についてということで審議をしていただく予定でございます。

広域連合の処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議についての提案が構成市町で可決されましたらということで、資料8の4というところになってきます。こちらのほうで2市1町の市長の協議書を作成し、知事に申請し、許可をいただくという運びになります。およそこのあたりが1月中に行われます。そして、県の許可をいただきましたら、5番ですね。これも1月中にいただくんではないかというような方向性ですが、その後、規約の変更を告示して、連合議会で広域計画の変更等のご審議をいただくということになり、予定でいきますと、4月1日から南伊勢町は、ごみをやまだのエコセンターへ運ばせていただきたいと、そういうふうな予定となってございます。

簡単ではございますが、以上説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇木下順一議長 説明は終わりました。

ただいまの説明の中で、確認したいことやご意見がございましたら挙手を願います。 濱口正久議員。

○濱口正久議員 すみません。ちょっと確認お願いしたいんですけれども、この資料5のところの可燃ごみで総

量が2万4,000トンになるかと思うんですけれども、やまだエコセンターの処理能力って全然問題ないんでしょうか。どれぐらいまであるか。

- 〇木下順一議長 環境課長。
- **○上村環境課長** 今回、南伊勢町の加入の申出に当たりまして、真っ先に考えなければならないのが、やはり安定的に処理できるかどうかと、これが真っ先になるということで、返事する前にきちっとできるのかということの確認をさせていただいております。あそこは夜間も自動運転ということできますので、現在の計画量のところについては、再計算の中でできるというような報告を受けているものでございます。 以上です。

- ○濱口正久議員 わかりました。
- **〇木下順一議長** よろしいですか。

他にございませんでしょうか。

世古議員。

○世古安秀議員 ちょっと確認させていただきます。

資料の4の一番下にですね。南伊勢町の特別負担金ということで書かれてありますですけれども、その下のほうに米印で、このほか、南伊勢町の加入に……ごめん、もう一度、マイク入っていませんでした。資料の4ページの一番下の米印のところ、「このほか、南伊勢町の加入により、既存機械設備の改良等が必要となる場合は、別途、南伊勢町に負担いただくことを想定しています」というふうに記載されておりますけれども、これ具体的には、どういうことを想定しているかというのが分かりますかどうか。

- **〇木下順一議長** 環境課長。
- **〇上村環境課長** お答えします。

この南伊勢町の加入によりまして、南伊勢町に起因する改修が必要なものというのは、料金所のシステムで ございます。

現在、鳥羽市、志摩市というのは、持ち込みますと、それぞれ持ち込んだ人の所属を表示するシステムとなっております。行政につきましては、その所属するカードをいただいておりますが、現在南伊勢町についてはその対応ができないということになっておりますので、料金システムのところの改修が必要になるということは、南伊勢町で負担していただくという、そういうふうな考え方でございます。

以上です。

- 〇木下順一議長 世古議員。
- 〇世古安秀議員 了解しました。
- **〇木下順一議長** 他にございませんか。

坂倉広子議員。

〇坂倉広子議員 すみません、少し全体的なことをお話しさせていただきたいと思います。

この当時私も議員であったわけですけれども、まだ1期のときでありまして、平成21年5月18日の文教 産業常任委員会の議事録を拝見させていただきました。そして、今回、南伊勢町さんが一度抜けられた状況の 中で、また加入させてくださいということであったかと思うんですけれども、当時の議事録のほうも拝見させ ていただきましたところ、非常にごみ処理のことについては、いろいろ皆さんがご苦労されて、そして、こういう経緯に至ったということは、よく背景として分かりました。そして、その中でそういうことがあったかと思うんですけれども、今の状況を見させていただくと、将来性、そして、これからの未来のことを考えていくと、こういうことも大事なことではないかなというふうな理解をしたところでございます。

ですので、こういうふうにしてご説明をいただきましたので、またそういうことも含めて、ご苦労があった ことは承知いたしますけれども、このような形になっていくという方向に関しては、私としては大切なことで はないかなと思っておりますので、少しここで述べさせていただきました。

以上です。

〇木下順一議長 他にございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

〇木下順一議長 ないようですので、この件は終了いたします。

以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。 これをもちまして全員協議会を散会いたします。

(午前10時18分 散会)

-6-

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和4年11月18日

鳥羽市議会議長 木 下 順 一